



市議会での議論を活発に行ってまいります。

市議会・活動報告に当たりご挨拶申し上げます。

たいへん遅くなりましたが、昨年の市議会議員選挙で初当選させていただいてから、初の市議会・活動報告です。ご報告が遅くなり申し訳ありません。

常日頃より皆様にはご指導とご支援を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

議員当選後初めての10月議会では、本会議2日目に行われた「質疑」で早速疑問点をいただきました。新人だからと遠慮するのではなく、自分が問題だと

感じたことについて説明を求めました。議論を充分に行えなかったという反省もありますが、これからも色々なことを学び、考え、発言し、議論を活発に続けながら改善に努めてまいります。

10月・12月定例会共、一般質問を行いました。

今回の報告は、この一般質問を主に報告させていただきます。

10月定例会（10月14日～11月4日）での一般質問（10月29日）

1 事業計画の策定は市役所職員が自らで行うべき

令和2年度に策定された、令和3年～5年度を対象期間とした「第8期えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は外部に委託して策定されたものですが、このような数年間にわたる事業計画などは、外注せずに市役所職員が自らで行うべきものだとお伝えしました。

市長からは、計画を作る中で専門的なデータや他市町村のデータ収集など外部に委託した方が効率的な部分はある。今後は計画的なものについては市役所内でしっかり議論し出来るだけ外部委託しない方向とする。外部委託する場合でも市民の皆さんの声や市の考え方はしっかりと織り込むよう努めたいとの回答を得ました。

2 手話言語条例の実践

えびの市は宮崎県や宮崎市よりも1年早く、平成30年3月に制定しています。

制定に満足するだけではなく、条例に書かれたことを実行することが必要だとお伝えし、手話検定5級以上を取得している職員の比率で日本一を目指すなどの行動を提案しました。

3 えびの市の山河を守りたい

河川等が水浴に適しているか否かの判定基準が、糞便性大腸菌群数が1,000個/100ml以下で「水質C、水浴可」とされていましたが、令和4年度からは、大腸菌数(群数ではなく)が300CFU/100ml以下(※)で施行されることの説明がありました。これにより、「水浴」に適しているとの判定を得られる可能性があるため、令和4年度の検査結果を確認した上で、川内川の水質が良いのであれば、そのことをしっかりと広報すること及び川内川を観光資源とした活用を推進するようお願いしました。

(※)大腸菌数の単位はコロニー形成単位とし、大腸菌を培養し発育したコロニー数を数えて算出。

4 美化センターの更新について

美化センターが平成8年に稼働して以来25年が経過し、老朽化が進展していることから改修又は建て替えが検討されています。この機会に、ごみ焼却時に発生する熱を利用した農業や、畜産業での負担が大きいと思われる糞尿処理の負担軽減を目的としてバイオマス発電を検討する余地があるのではないかとお話ししました。

5 子どもの弱視防止

子どもの目の屈折検査機器の導入を提案したところ、えびの市では令和3年度から3歳児検診で活用されているとのことでした。受診した121人の内、4人の目の異常を発見でき、眼科の受診につなげることが出来たそうです。検査機器導入前に3歳児検診を受診したお子さん達のフォローをお願いしました。

6 高齢者が暮らしやすい町づくり

令和2年の農林業センサスによると、えびの市の基幹的農業従事者が1363人居られるそうです。このうち、65歳以上の方が71.8%を占めています。30年前のデータでは、65歳以上は23.8%でした。農業従事者の高齢化が深刻な状況です。

運転免許証返納の施策を進めれば、えびの市の農業が崩壊する恐れがあります。

高齢者の健康状態には個人差が大きく出てきます。90歳を超えても安全に運転できる人も居れば、70代で膝や腰の痛みなどで運転が困難な方が居らっしゃると思います。運転できる技術と体力のある方には、出来るだけ運転を続けながら健康を維持していただきたいのです。

また、高齢者の運転技能は改善できると、国立長寿医療研究センターが公表しています。

軽度な認知障害のある高齢者を対象とした、車を運転してのトレーニングを、3か月間に3回行った場合でも安全運転技能の改善が確認できているようです。今現在、安全に運転できている人であれば、その運転技能を維持するには、1年に1回か2回のトレーニングで済むかもしれません。

運転トレーニングを受けたいと希望される方に、幾らかの補助をすることで、市民の皆さんの運転寿命が延びることが期待されます。

運転寿命延伸について検討をするようお願いしました。

市長からは、「運転機能のトレーニングについては今後調査する」と答えていただきました。

12月定例会（11月30日～12月13日）での一般質問（12月8日）

1 指定管理者制度

今後の指定管理者制度のありようについて議論させていただき、改善を提言しました。

(1) 指定管理者制度の運用に当たっては、「公募」が原則であることを再認識するよう求めました。（10月定例会で審議した「えびの高原キャンプ村」の事例では公募されていない。）

(2) 指定管理候補者の選定では、地元団体を優遇するよう検討を求めました。

現状は、地元団体の優遇制度はなく、選定委員会の評価点の多い団体が、地域を問わず選ばれています。私は、えびの市内に本店や本社がある団体が、他地域から応募した団体よりも評価点が少しだけ低い場合（5点程度）は、選定基準（満点の6割以上）を上回っていることを条件に、地元団体を優遇して良いと思います。北九州市では、地元団体を優遇することが明確にされています。えびの市でも地元優遇について検討するよう求めました。

(3) 指定管理候補者選定委員会の選定結果を公表している他の自治体を参考にし、選定の合理性、透明性及び公平性の観点から、選定結果を公表するなど市民への十分な説明が必要だと、改善を求めました。

(4) 指定管理者が自主事業で得た利益は、現状は、全て指定管理者の利益となっています。

自主事業は、そのリスクを指定管理者が負担していますが、その収入は、えびの市の資産を活用して得られているので、利益の一部を市に納入することが当然だと考えます。指定管理者の負担リスクに配慮した上で、利益の一部を市へ還元するよう改善を求めました。

(5) 10月定例会で審議された「えびの高原キャンプ村」の事案では、開業期間外の保安監理体制が十分ではないのではという問題提議をしていました。指定管理者との協議のその後の状況を確認したところ、12月定例会の時点では、協議が継続中ということでした。

指定管理者への委託料金の算定資料を見ると、開業期間外の人件費が考慮されていないにもかかわらず、通年での保安監理を求めることには無理があります。開業期間外の保安監理に必要な人件費を追加で支払うことを含めて検討し、保安監理に万全を期すよう求めました。

(6) 12月定例会では指定管理者についての議案が3件あり、そこで気づいたのが通勤費の取り扱いでした。指定管理する施設が白鳥温泉のように遠方になる場合には、通勤費の総額が大きくなる場合があります。今後は、遠方にある施設の場合には、通勤費を考慮して指定管理の委託料を算定する必要があるのではと問題提議しました。

2 市民の方からの要望

(1) 幼児教育・保育の無償化を、年度年齢で出来ないか？

仕事や親族の介護などで保育園等での保育が必要なお子さんについては、満3歳になった、次の4月から保育料が無償になります。

言い換えると、年度年齢で4歳になる子どもさんは、4月から保育料が無償になる制度が出来ており、さらに非課税世帯の場合は3歳未満、つまり0歳から2歳までも無償になっています。また、えびの市独自で、国の基準よりも親の所得段階を細かく設定するなど、保育料の軽減が図られています。

0～2歳の無償化については、市長会を通じて国へ要望中とのことです。

その上で、ふるさと納税によるえびの市への寄付金が増えた場合には、それを財源として、えびの市独自で0～2歳の保育料無償化に取り組んではどうかと提案しました。

市長からは、これまでも他の市町村よりも進んだ、子育て世代へのサポートをしているので、しっかり検討したいとお言葉でした。

(2) 親が育児休業制度を利用して家にいる場合でも、児童クラブ(学童保育)を継続して利用できるように改善出来ないか？

児童福祉法第6条に、学童保育の定義として「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに・・・」と書かれており、保護者が家庭に居る児童は利用できないこととなっています。

しかし、「産後の肥立ち」という言葉があるように、出産後には体をしっかりと休める必要があり、中には体調の悪い状態が長く続く方もいらっしゃることを考えると、育児休業中の方も学童保育を利用できるように改善することが求められると思います。

えびの市では、妊娠中、及び出産した翌月までは学童保育を利用できるようになっていますが、労働基準法では「産後は8週間、女性を就業させてはなりません。」との定めもあることから、今後は、えびの市の運用として少なくとも「出産した翌々月まで」と1か月延長するようお願いしました。

さらに、児童福祉法では妊産婦を「妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。」と定義されていることから、えびの市の学童保育の規則の中で、妊産婦の子どもも利用できるように整理してはどうかと提言しました。ここは、市長のご英断を期待しています。

一般質問の動画は、[市役所のホームページ](#)から、[ホーム～市議会～議案・議事～一般質問インターネット中継～一般質問録画配信\(外部リンク\)](#)をクリックすることで、[ユーチューブ](#)につながりご覧出来ます。

3 暮らしやすい町づくり

宮崎交道路線バスの「えびの市内無料乗車券」を、小・中・高校生及び運転免許返納者に配布し、社会活動を支援するよう提案しました。10月定例会の決算審議で知ったのですが、えびの～小林間の路線バスを維持するため、赤字分をえびの市と小林市で補填しています。

そうであれば、現状でバス利用の少ない子どもたちやお年寄りに、えびの市内限定の無料乗車券を配布しても、えびの市の負担はさほど大きくなり、バス利用の推進にもつながると考え提案したものです。

教育長から、えびの市では小学生は子どもだけでは校区外に出てはいけないこととしているとの指摘があり、今後の検討課題だと認識しました。

小学生へのバス無料乗車券配布については今後の調整が必要ですが、中・高校生及び運転免許返納者や高齢者に対して、無料乗車券を配布するなどバス利用を促すことで、この人たちの社会活動を支援することが、えびの市を元気にする一つの方策だと思います。

4 企業誘致(産業団地)の取り組み

企業誘致にしっかり取り組むという、市長の決意を形に表すと共に、数多くの企業を対象とした訪問活動を効率的に行う方策として、東京や大阪に駐在員を派遣することを提案しました。

また、コロナウイルス禍を契機に、物資の供給網の再構築が検討されているので、企業訪問のターゲットとして、中国に進出している企業、及び熊本県に誘致が決定した台湾の半導体メーカー(TSMC)のパートナーである、ソニーグループにしっかりとえびの市の産業団地について情報提供するよう提案しました。

1月臨時会 (1月6日)

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付

令和3年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく、子育て世帯に対する支援(年収制限あり)として、えびの市では18歳以下のお子さん1人につき10万円を一括給付することを12月に市長が決定されたものを事後承認したものです。

昨年末27日に、児童手当受給世帯(858世帯)には既に給付されています。支給対象者の内、まだ給付されていない方は、1月中旬以降に申請受付予定の様なので、市の広報にご注意下さい。各世帯への個別通知が望まれると提言しましたが、対象者への周知方法は検討中とのことです。

給付金を受給するには申請が必要です。市の広報紙等での周知にご注意願います。

臨時特別給付金事業

令和3年11月の閣議決定に基づき、住民税均等割非課税世帯に対し10万円が給付されます。また、コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税均等割非課税相当の収入となった世帯にも給付されます。**市の広報紙等で周知されますのでご注意願います。**

あべてつみ後援会

(会長 堀井之生)

〒889-4152

えびの市大字島内1172番地15

あべてつみ(阿部哲己)

電話(FAX) 0984-48-0044

ホームページ <http://www.abetetsumi.com>

フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/abekouenkai/>

(フェイスブックを利用されていない方もご覧出来ます)

ホームページ



フェイスブックページ



ホームページでは、これまでのパンフレットがご覧いただけます。フェイスブックページは、フェイスブックを利用されていない人もご覧いただけます。